



令和4年10月

お客さま各位

## 「当座勘定規定」一部改定のお知らせ

平素は、大田原信用金庫をご利用いただき誠にありがとうございます。

当金庫では、令和4年11月の電子交換所の設立に伴い、下記のとおり「当座勘定規定」の一部を改定させていただきます。

なお、改定後の規定は、改定前よりお取引されているお客様にも適用させていただきます。何卒ご理解を賜りますようお願いいたします。

### 記

#### 1. 改定日

令和4年11月4日（金）

#### 2. 改定する規定

当座勘定規定

（一般用、専用約束手形口用、約束手形用法、為替手形用法、小切手用法）

#### 3. 主な改定内容

##### (1) 当座勘定規定

- ・ 振出人等への支払済手形の受戻期限の設定、および同期限経過後の取扱規定の追加
- ・ イメージファイルにより印鑑照合・手形用紙確認を行う旨の免責規定への追加
- ・ 全国銀行個人信用情報センターにおける不渡情報照会の取扱廃止に伴う個人信用情報センターへの登録規定の削除

##### (2) 手形用法・小切手用法

- ・ チェックライターにより金額印字を行う場合には3桁ごとに「,」を印字するよう規定を追加
- ・ 使用可能文字を一覧化し追加
- ・ 金額欄、金融機関名、QRコード欄への記名なつ印、訂正印等の押なつ、金額複記または訂正等の記載被りを禁止する規定の追加、手形用紙へのメモ書き禁止箇所の追加

#### 4. 改定箇所

新旧対照表は別紙の通りです。

以上



## 大田原信用金庫

〒324-0056 栃木県大田原市中央1丁目10番5号

TEL 0287(24)2266

「当座勘定規定」新旧対照表

新	旧
<p>当座勘定規定(一般用) 第7条 (手形、小切手の支払) ①小切手が支払のため呈示された場合、または手形が呈示期間内に支払のため呈示された場合には、当座勘定から支払います。 <u>②前項の支払にあたっては、手形または小切手の振出しの事実の有無等を確認すること(その旨について書面の交付を求めることを含みます)があります。</u> ③当座勘定の払戻しの場合には、小切手を使用してください。</p> <p>第8条 (手形、小切手用紙) ①当金庫を支払人とする小切手または当店を支払場所とする約束手形を振出す場合には、当金庫が交付した用紙を使用してください。 ②当店を支払場所とする為替手形を引受ける場合には、預金業務を営む金融機関の交付した手形用紙であることを確認してください。 ③前2項以外の手形または小切手については、当金庫はその支払をしません。 <u>④当座勘定から支払をした手形または小切手のうちに、本人が振出したものではないものや改ざんが疑われるものがあつた場合には、直ちに当金庫宛てに連絡してください。</u> ⑤手形用紙、小切手用紙の請求があつた場合には、必要と認められる枚数を実費で交付します。 <u>⑥当座勘定から支払をした手形または小切手の用紙はその支払日から3か月を経過した場合は返却を求めることができないものとします。</u> <u>⑦前項の期間を経過した場合において、本人から請求があつたときは、当金庫所定の手続きによって当該手形または小切手の写しを交付します。ただし、当金庫が定める写しの保管期限を経過した場合は、その限りではありません。</u></p>	<p>当座勘定規定(一般用) 第7条 (手形、小切手の支払) ①小切手が支払のため呈示された場合、または手形が呈示期間内に支払のため呈示された場合には、当座勘定から支払います。 <u>(新設)</u></p> <p>②当座勘定の払戻しの場合には、小切手を使用してください。</p> <p>第8条 (手形、小切手用紙) ①当金庫を支払人とする小切手または当店を支払場所とする約束手形を振出す場合には、当金庫が交付した用紙を使用してください。 ②当店を支払場所とする為替手形を引受ける場合には、預金業務を営む金融機関の交付した手形用紙であることを確認してください。 ③前2項以外の手形または小切手については、当金庫はその支払をしません。 <u>(新設)</u></p> <p>④手形用紙、小切手用紙の請求があつた場合には、必要と認められる枚数を実費で交付します。 <u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p>

第16条 (印鑑照合等)

①手形、小切手又は諸届け書類に使用された印影または署名 (電磁的記録により当金庫に画像として送信されるものを含みます) を、届出の印鑑 (又は署名鑑) と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いしましたうえは、その手形、小切手、諸届け書類につき、偽造、変造その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当金庫は責任を負いません。

②手形、小切手として使用された用紙 (電磁的記録により当金庫に画像として送信されるものを含みます) を、相当の注意をもって第8条の交付用紙であると認めて取扱いしましたうえは、その用紙につき模造、変造、流用があっても、そのために生じた損害については、前項と同様とします。

(削除)

第28条 (成年後見人等の届出)

第29条 (保険事故発生時における預金者からの相殺)

第30条 (規定の変更)

以上

第16条 (印鑑照合等)

①手形、小切手又は諸届け書類に使用された印影または署名を、届出の印鑑 (又は署名鑑) と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いしましたうえは、その手形、小切手、諸届け書類につき、偽造、変造その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当金庫は責任を負いません。

②手形、小切手として使用された用紙を、相当の注意をもって第8条の交付用紙であると認めて取扱いしましたうえは、その用紙につき模造、変造、流用があっても、そのために生じた損害については、前項と同様とします。

第28条 (個人情報センターへの登録)

個人取引の場合において、つぎの各号の事由が一つでも生じたときは、その事実を銀行協会の運営する個人情報センターに5年間(但し、下記第3号の事由の場合のみ6か月間)登録し、同センターの加盟会員ならびに同センターと提携する個人情報機関の加盟会員は自己の取引上の判断のため利用できるものとします。

(1) 差押、仮差押、支払停止、破産等信用欠如を理由として解約されたとき

(2) 手形交換所の取引停止処分を受けたとき

(3) 手形交換所の不渡報告に掲載されたとき

第29条 (成年後見人等の届出)

第30条 (保険事故発生時における預金者からの相殺)

第31条 (規定の変更)

以上

<p>当座勘定規定(専用約束手形口用)</p> <p>第7条 (手形の支払)</p> <p>①この当座勘定からは、呈示期間内に支払のため呈示された専用約束手形にかぎって支払います。その他の手形、小切手の支払はしません。</p> <p><u>②前項の支払にあたっては、手形の振出しの事実の有無等を確認すること(その旨について書面の交付を求めることを含みます)があります。</u></p> <p>③当座勘定の払戻しの場合には、当金庫所定の請求手続きをしてください。</p> <p>第8条 (手形用紙)</p> <p>①当店を支払場所とする専用約束手形を振出す場合には、当金庫が交付した用紙を使用してください。</p> <p><u>②当座勘定から支払をした専用約束手形のうちに、本人が振出したものではない手形や改ざんが疑われるものがあつた場合には、直ちに当金庫宛てに連絡してください。</u></p> <p>③手形用紙の請求があつた場合には、必要と認められる枚数を交付します。</p> <p>④専用約束手形用紙以外の手形用紙および小切手用紙は交付しません。</p> <p><u>⑤当座勘定から支払をした専用約束手形の用紙はその支払日から3か月を経過した場合は返却を求めることができないものとします。</u></p> <p><u>⑥前項の期間を経過した場合において、本人から請求があつたときは、当金庫所定の手続きによって当該手形の写しを交付します。ただし、当金庫が定める写しの保管期限を経過した場合は、その限りではありません。</u></p> <p>第14条 (印鑑照合等)</p> <p>①手形、小切手又は諸届け書類に使用された印影または署名 <u>(電磁的記録により当金庫に画像として送信されるものを含みます)</u> を、</p>	<p>当座勘定規定(専用約束手形口用)</p> <p>第7条 (手形の支払)</p> <p>①この当座勘定からは、呈示期間内に支払のため呈示された専用約束手形にかぎって支払います。その他の手形、小切手の支払はしません。</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>②当座勘定の払戻しの場合には、当金庫所定の請求手続きを使用してください。</p> <p>第8条 (手形用紙)</p> <p>①当店を支払場所とする専用約束手形を振出す場合には、当金庫が交付した用紙を使用してください。</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>②手形用紙の請求があつた場合には、必要と認められる枚数を交付します。</p> <p>③専用約束手形用紙以外の手形用紙および小切手用紙は交付しません。</p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p>第14条 (印鑑照合等)</p> <p>①手形、小切手又は諸届け書類に使用された印影または署名を、届出の印鑑(又は署名鑑)と相当の注意をもって照合し、相違ないも</p>
--	---

届出の印鑑（又は署名鑑）と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いしましたうえは、その手形、小切手、諸届け書類につき、偽造、変造その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当金庫は責任を負いません。

②手形、小切手として使用された用紙（電磁的記録により当金庫に画像として送信されるものを含まず）を、相当の注意をもって第8条の交付用紙であると認めて取扱いしましたうえは、その用紙につき模造、変造、流用があっても、そのために生じた損害については、前項と同様とします。

（削除）

第25条 （成年後見人等の届出）

第26条 （保険事故発生時における預金者からの相殺）

第27条 （規定の変更）

以上

のと認めて取扱いしましたうえは、その手形、小切手、諸届け書類につき、偽造、変造その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当金庫は責任を負いません。

②手形、小切手として使用された用紙を、相当の注意をもって第8条の交付用紙であると認めて取扱いしましたうえは、その用紙につき模造、変造、流用があっても、そのために生じた損害については、前項と同様とします。

第25条（個人信用情報センターへの登録）

個人取引の場合において、つぎの各号の事由が一つでも生じたときは、その事実を銀行協会の運営する個人信用情報センターに5年間（但し、下記第3号の事由の場合のみ6か月間）登録し、同センターの加盟会員ならびに同センターと提携する個人信用情報機関の加盟会員は自己の取引上の判断のため利用できるものとします。

（1）差押、仮差押、支払停止、破産等信用欠如を理由として解約されたとき

（2）手形交換所の取引停止処分を受けたとき

（3）手形交換所の不渡報告に掲載されたとき

第26条 （成年後見人等の届出）

第27条 （保険事故発生時における預金者からの相殺）

第28条 （規定の変更）

以上

約束手形用法

4. (1) 金額は所定の金額欄に記入してください。
- (2) 金額をアラビア数字(算用数字、1、2、3・・・)で記入するときは、チェックライターを使用し、金額の頭には「¥」を、その終りには「※」、「★」などの終止符号を印字するほか、3桁ごとに「,」を印字してください。  
なお、文字による複記はしないでください。
- (3) 金額を文字で記入するときは、文字の間をつめ、下表の文字一覧のとおり改ざんしにくい文字を使用し、金額の頭には「金」を、その終りには「円」を記入してください。また、崩し文字は使用せず、楷書で丁寧に記入してください。
- (4) 金額欄には、第2項または第3項に掲げる事項以外の記入は一切行わないでください。特になつ印や金額の複記が金額欄に重ならないようにしてください。
5. 金額を誤記されたときは、訂正しないで新しい手形用紙を使用してください。金額以外の記載事項を訂正するときは、訂正箇所にお届け印をなつ印してください。ただし、訂正やなつ印が、金額欄、金融機関名、QRコード欄に重ならないようにしてください。
6. 手形用紙の右上辺、右辺ならびに下辺(クリアーバンド)などの余白部分(次頁図斜線部分)は使用しないでください。また、記名なつ印や金額の複記その他の記載がQRコード欄に重ならないようにしてください。

●金額を文字で記入する場合に使用する文字一覧

※詳細は下図

約束手形用法

4. (1) 金額は所定の金額欄に記入してください。
- (2) 金額をアラビア数字(算用数字、1、2、3・・・)で記入するときは、チェックライターを使用し、金額の頭には「¥」を、その終りには「※」、「★」などの終止符号を印字してください。  
なお、文字による複記はしないでください。
- (3) 金額を文字で記入するときは、文字の間をつめ、壱、弍、参、拾など改ざんしにくい文字を使用し、金額の頭には「金」を、その終りには「円」を記入してください。

(新設)

5. 金額を誤記されたときは、訂正しないで新しい手形用紙を使用してください。金額以外の記載事項を訂正するときは、訂正箇所にお届け印をなつ印してください

6. 手形用紙の右上辺、右辺ならびに下辺(クリアーバンド)などの余白部分は使用しないでください。

(新設)

●約束手形用紙

約束手形	
収入 印紙	金額
股	支払期日 令和 年 月 日
	支払地
	支払場所
上記金額をあなたまたはあなたの代理人へこの約束手形と引換えにお支払いいたします	
令和 年 月 日	
振出地	
住所	
振出人	



以上

●約束手形用紙

長	約束手形 500000	股

以上

為替手形用法

5. (1) 金額は所定の金額欄に記入してください。
- (2) 金額をアラビア数字（算用数字、1、2、3・・・）で記入するときは、チェックライターを使用し、金額の頭には「¥」を、その終りには「※」、「★」などの終止符号を印字するほか、3桁ごとに「,」を印字してください。  
なお、文字による複記はしないでください。
- (3) 金額を文字で記入するときは、文字の間をつめ、下表の文字一覧のとおり改ざんしにくい文字を使用し、金額の頭には「金」を、その終りには「円」を記入してください。また、崩し文字は使用せず、楷書で丁寧に記入してください。
- (4) 金額欄には、第2項または第3項に掲げる事項以外の記入は一切行わないでください。特になつ印や金額の複記が金額欄に重なることがないようにしてください。

6. 金額を誤記されたときは、訂正しないで新しい手形用紙を使用してください。金額以外の記載事項を訂正するときは、訂正箇所にお届け印をなつ印してください。ただし、訂正の記載やなつ印が、金額欄、銀行名、QRコード欄に重なることがないようにしてください。

●金額を文字で記入する場合に使用する文字一覧

※詳細は下図

為替手形用法

5. (1) 金額は所定の金額欄に記入してください。
- (2) 金額をアラビア数字（算用数字、1、2、3・・・）で記入するときは、チェックライターを使用し、金額の頭には「¥」を、その終りには「※」、「★」などの終止符号を印字してください。  
なお、文字による複記はしないでください。
- (3) 金額を文字で記入するときは、文字の間をつめ、壱、弍、参、拾など改ざんしにくい文字を使用し、金額の頭には「金」を、その終りには「円」を記入してください。

(新設)

6. 金額を誤記されたときは、訂正しないで新しい手形用紙を使用してください。金額以外の記載事項を訂正するときは、訂正箇所にお届け印をなつ印してください。

(新設)

●為替手形用紙

為替手形

出金 金額

年月日

銀行名 支店名

出金者 住所

受取人 住所

以上

●為替手形用紙

為替手形

金額

年月日

以上

小切手法

4. (1) 金額は所定の金額欄に記入してください。  
(2) 金額をアラビア数字（算用数字、1、2、3・・・）で記入するときは、チェックライターを使用し、金額の頭には「¥」を、その終りには「※」、「★」などの終止符号を印字するほか、3桁ごとに「,」を印字してください。  
なお、文字による複記はしないでください。  
(3) 金額を文字で記入するときは、文字の間をつめ、下表の文字一覧のとおり改ざんしにくい文字を使用し、金額の頭には「金」を、その終りには「円」を記入してください。また、崩し文字は使用せず、楷書で丁寧に記入してください。  
(4) 金額欄には、第2項または第3項に掲げる事項以外の記入は一切行わないでください。特になつ印や金額の複記が金額欄に重なることがないようにしてください。
5. 金額を誤記されたときは、訂正しないで新しい手形用紙を使用してください。金額以外の記載事項を訂正するときは、訂正箇所にお届け印をなつ印してください。ただし、訂正やなつ印が、金額欄、金融機関名、QRコード欄に重なることがないようにしてください。
6. 小切手用紙の右上辺、右辺ならびに下辺(クリアーバンド)などの余白部分は使用しないでください。また、記名なつ印や金額の複記その他の記載がQRコード欄に重なることがないようにしてください。

●金額を文字で記入する場合に使用する文字一覧

※詳細は下図

以 上

小切手法

4. (1) 金額は所定の金額欄に記入してください。  
(2) 金額をアラビア数字（算用数字、1、2、3・・・）で記入するときは、チェックライターを使用し、金額の頭には「¥」を、その終りには「※」、「★」などの終止符号を印字してください。  
なお、文字による複記はしないでください。  
(3) 金額を文字で記入するときは、文字の間をつめ、壱、弍、参、拾など改ざんしにくい文字を使用し、金額の頭には「金」を、その終りには「円」を記入してください。

(新設)

5. 金額を誤記されたときは、訂正しないで新しい手形用紙を使用してください。金額以外の記載事項を訂正するときは、訂正箇所にお届け印をなつ印してください

6. 小切手用紙の右上辺、右辺ならびに下辺(クリアーバンド)などの余白部分は使用しないでください。

(新設)

以 上

●金額を文字で記入する場合に使用する文字一覧

	<u>1</u>		<u>2</u>				<u>3</u>		<u>4</u>			<u>5</u>		<u>6</u>		<u>7</u>			
漢数字	壹	壺	弍	弍	弍	貳	貳	参	参	四	泗	肆	五	伍	六	陸	七	漆	質
	<u>8</u>		<u>9</u>		<u>10</u>		<u>100</u>			<u>1,000</u>			<u>10,000</u>						
漢数字	八	捌	九	玖	拾	仕	百	陌	佰	千	仟	阡	万	萬					

(その他) 金、円、圓 (円の異体字)、億

※ お取り扱い上の誤り防止等のため、上表以外の異体字、崩し字のご使用はお控えください。